



# 中国等からの引揚者に対する「自立支度金」の生活保護上の取扱い

**問** 中国等からの引揚者に対する自立支度金制度に改正されることとなりましたが、改正概要と自立支度金の生活保護上の取扱いについて説明してください。

**答** 中国等からの引揚者に対する帰還手当制度は、昭和二十八年二月二十七日付援引第百二十号の二引揚援護庁援護局長通知により取り扱われてきたが、本制度は、本年四月一日より自立支度金制度に改正された。本改正の概要は、次のとおりである。

## 一 改正の趣旨および概要

### ① 帰還手当制度の改正

従来の帰還手当制度は、個人単位でその支給額が定められていた（昭和六十一年度十八歳以上の者：十三万七千六百円、十八歳未満の者：六万八千八百円）ことから、世帯人員が多い場合には、家財道具等の購入ができるが、世帯人員が少ない場合には十分な対応ができないという面があったことから、制度の見直しが行われたものである。

これにより、帰還手当制度は、少人数世帯加算が導入されると同時に、名称も自立支度金制度に改正され、支給額の改善が図られる。

こととなったものである。

六十二年度の自立支度金の支給額は別表のとおりであるが、これは従来の帰還手当に相当する個人単位支給額（十八歳以上の者：十三万八千六百円、十八歳未満の者：六万九千三百円）に少人数世帯加算額を加えた額となっている。

この新たに導入された少人数世帯加算制度は、世帯構成人員を十八歳以上の者の場合は一人として、十八歳未満の者の場合は〇・五人として換算し、その換算世帯人員により、一・〇人、二・〇人の場合は十三万八千円を、二・五人、三・五人の場合は六万九千円を加算して支給するというものである。

### ② 被服手当制度の改正

帰還手当制度の見直しに当たり、昭和五十三年度より韓国からの引揚者に対して行われていた被服手当制度が廃止され、韓国からの引揚者に対しても自立支度金が支給されることとなった。

以上が改正の概要であるが、この自立支度金の生活保護上の取扱いは次のとおりとなる。

### 二 生活保護上の取扱い

従来支給されていた帰還手当の生活保護における収入認定上の取扱いは、帰還手当の性格が、外地残留による永年の労苦を慰謝する見舞金的なものであり、引揚に伴う精神的打撃、苦痛、損害に対する

補填および慰謝的なもので、また、引揚者の場合、着のみ着のままで帰国している実態であり、手当を支給されてもすぐに身の回り品の購入等の生活基盤の回復に当てられ、自立更生のためにも効果的であることから、次官通達第七一三（一）オ「災害等によつて損害を受けたことにより臨時的に受ける見舞金のうち当該保護世帯の自立更生のために当てられる額」として、収入認定しないものとしていた。

ここで、まず今回の自立支度金制度への改正に伴い、制度の趣旨、性格の面から生活保護上の取扱いを説明する。

今回の自立支度金制度への改正のポイントは、少人数世帯加算制度を導入したことであるが、これは前項でも述べたように、少人数世帯の場合においては、従来の個人単位で支給される帰還手当の額では当座の家財道具等身の回り品をそろえるためには十分な額になかったことから、支給額の改善を行うために導入されたものである。

| (別表) |     | (62年度) |          |
|------|-----|--------|----------|
| 世帯人員 | 大 人 | 小 人    | 自立支度金支給額 |
| 1    | 1   | 0      | 276,600円 |
| 2    | 1   | 1      | 345,900  |
|      | 2   | 0      | 415,200  |
| 3    | 1   | 2      | 415,200  |
|      | 2   | 1      | 415,500  |
|      | 3   | 0      | 484,800  |
| 4    | 1   | 3      | 415,500  |
|      | 2   | 2      | 484,800  |
|      | 3   | 1      | 554,100  |
|      | 4   | 0      | 554,400  |
| 5    | 1   | 4      | 484,800  |
|      | 2   | 3      | 554,100  |
|      | 3   | 2      | 554,400  |
|      | 4   | 1      | 623,700  |
|      | 5   | 0      | 693,000  |

(以下省略)

従つて、帰還手当の支給の趣旨である、永住の目的をもつて、中国等から引揚げてくる者に対し、外地残留による永年の労苦を慰謝する見舞金的なものとして、また、当座の生活費としての応急援助金的なものとして支給することにより、とりあえずの自立を図り応急援助を行うことを目的とするという点は変わっていないことから、自立支度金についても従来の帰還手当の場合と同様、次官通達第七一三（一）オによつて取扱うこととなる。

次に金額および内容の認定基準の面からの説明であるが、これについても課長問答第六の四十一「自立更生のための用途に供される額の認定基準」の趣旨を逸脱するものではなく、従来どおりの取り扱いで問題はないものである。

また、自立支度金を消費しないうちに保護の申請があった場合の取扱いについても、従来どおり、課長問答第六の五十三「保護開始前に臨時的に受けた補償金の取扱い」により、次官通達第七一三（一）オに準じ、収入として認定しない取扱いとして差し支えないものである。

三 その他

自立支度金の問題ではないが、中国からの帰国孤児世帯の定着自立を図るべく日常生活の指導、日本語修得の援助等を行うために派遣されていた「生活指導員」が、本年度より「自立指導員」に名称変更され、強化が図られることとなった。

この自立指導員が行う業務としては、孤児の就職問題、子弟の教育問題等についての指導助言および日本語指導があげられるが、本年度からは、従来の生活指導員の派遣期間である一年を二年（一年目：月七回、二年目：月一回）に延長し、これらの指導をさらに強化することにより帰国孤児等の自立を促進することとされている。

これら自立指導員の派遣等孤児対策は広範多岐にわたっていることから、生活保護の運営に当たっても援護担当者十分に連携を図つていくことに留意する必要がある。